平成３０年８月度　小山町農業委員会議事録

１．開催日時　平成３０年８月１０日（金）
午前　９時００分から１２時００分

２．開催場所　小山町役場　２階　大会議室

３．出席委員　　２０名
会　　長　１１番　遠藤博雄
職務代理　１０番　岩田正治
委　　員　　１番　池谷国光
２番　秋田　敬
３番　小見山益彦
４番　遠藤　豪
５番　天野伸春
６番　岩田和男
７番　鈴木陽一
８番　池谷崇徳
９番　山口正宏
①番　山﨑安雄
②番　湯山直文
③番　岩田好弘
④番　鈴木元雄
⑤番　小野　巌
⑥番　髙村欣治
⑦番　渡辺弘行
⑧番　田代光克
⑨番　勝俣　章

４．欠席委員　　なし

５．議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第25号　農地法第3条の規定による許可申請について
議案第26号　農地法第5条の規定による許可申請について
議案第27号　非農地証明申請書ついて
議案第28号　農地利用集積計画の決定について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　前田　修

安部将彦

室伏智明

日比野友樹

小山田光

７．会議の概要

（１）会長あいさつ（遠藤会長）

水稲が花盛りの今日この頃でございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

後の報告・協議事項の部会報告のなかで水稲に関わる新たな品種の取り組みについて事務局から詳しく説明がありますが、二年後に小山町で米コンテストが御殿場市・小山町で開催されます。地元のお米をPRする良い機会でありますので、小山町農業委員会でも情報収集をし、二年後に向け取り組んでいきましょう。

今月も慎重審議の程よろしくお願い致します。

（２）議事録署名委員の指名

７番　鈴木陽一委員、　８番　池谷崇徳委員の両名を指名した。

（３）議　　事

・議事第25号　農地法第3条の規定による許可申請について

（会長）事務局の説明を求める。

（事務局）【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

譲渡人は高齢で耕作が大変になり、申請地が離れていることもあり、譲受人に所有権を移転したい意向である。また、本件は無償譲渡であり、権利取得後は稲作を行なう予定であります。

審査基準に移る。農機具の所有状況や、所有している農地を世帯員５名で農作業に従事している点から、今回取得農地を含めて効率的に利用・耕作を行なうと認められると判断。また、譲受人の世帯員全体で７３０日の従事日数となるため、常時従事すると判断。さらに、権利取得後の耕作の事業に供する農地の合計面積は１２３ａであるため、小山町農業委員会が定める下限面積を超える。以上のことから、許可相当と判断した。

採決：全員賛成により可決

・議事第26号　農地法第5条の規定による許可申請について

（会長）事務局の説明を求める。

（事務局）【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】
今回の申請内容は、農家等の分家住宅の建設である。譲受人は現在小山町内のアパートに家族で居住しているが、子どもの成長とともにアパートが手狭となったため、マイホームの建築を計画しているということである。
審査基準に移る。申請地は周囲を青地に囲まれているなどの生産性の高い農地のため、第一種農地であります。本申請は農家の分家住宅の建設が目的でありますので、地域の農業の振興に資する施設であると考えます。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して接している者かが問われます。５０戸以上の建築物が連たんしていることが確認でき、本家と同一字内であり、生活を営むために必要な施設であると考えられます。また、申請地でしか建物を建設できない旨、税務課から交付されている証明書が提出されております。よって他に候補地はないと考えます。最後になりましたが、農家分家住宅の転用について、原則３００㎡以内の敷地面積であることが条件であります。しかし本案は、申請地に建物を建築するにあたり事前に都市整備課に都市計画法許認可申請等事前相談をし、敷地面積の特例の適応が可能であるとの判断がされておりますので、その判断に基づき敷地面積５００㎡以内での申請を受け付けているところでございます。
以上のことから、本申請は許可妥当であると判断致しました。
（遠藤豪委員）
敷地面積の特例の理由はなんであるのか。
（事務局）
申請地は都市計画道路の都市計画決定区域であるため、上に構造物をつくってはならないことになっている。敷地面積３００㎡という原則に従うと、将来的に敷地が減る可能性がある。そのため、町の都市整備課から敷地面積の特例を許可する回答を出している。
採決：全員賛成により可決

・議事第27号　非農地証明申請書について
（会長）事務局の説明を求める。
（事務局）【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】
申請地は森林に囲まれ、原野化している。周囲には林齢50～60程の木々に囲まれているため、木々が一定の広がりをもって共存し、相互に援護する関係をもって育成している状態で森林・原野化し、相当の年数が経過していると判断できる。
また、申請地は伐採・抜根のみならず、切盛土・客土・土壌改良などの整備を実施する必要があると判断できる。
以上のことから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難で

あると考えられるので、非農地相当であると判断致しました。
（天野伸春委員）
現地を確認したところ、周囲の様相と同じく森林の様相を呈している。農地に復することは困難であるため、許可相当と考えます。
採決：全員賛成により可決

・議事第28号　農用地利用集積計画の決定について
（会長）事務局の説明を求める。
（事務局）【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】
今回利用権の設定を受ける者は、公益社団法人静岡県農業振興公社理事長大谷徳生氏。利用権の設定をする者は今回１名。小山町吉久保の渡辺氏、筆数２筆。
質疑：なし
採決：全員賛成により可決

（４）報告・協議事項
①農地法に係る届出等報告
・「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届け出について」
（会長）事務局より説明を求める。
（事務局）報告第４号から説明する。
【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】
本届出について、使用借人と使用貸人の間で使用貸借権を３０年設定するものであり、転用の目的としては、使用貸人の居住目的の専用住宅１棟を建設するものである。転用面積は１３１㎡であるが、敷地面積としては隣接する宅地を含む。
（池谷国光委員）
届出の受理が６月２１日であったため、現在は基礎を作っている段階であるようだ。

次に報告第５号の説明に移る。
【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】
本届出について、許可日から永年、所有権を移転するものであり（贈与）、転用の目的としては、譲受人の居住目的の専用住宅１棟を建設するものである。転用面積は１１７㎡であるが、敷地面積としては隣接する宅地を含む。

（池谷国光委員）
現状、砂利を敷いて駐車場として利用してきてしまったようである。将来的に農地として利用する計画もないという。隣地に地目が畑のまま、農地法所定の手続きを知らなかったために農業に供していない土地があった。その土地についても今後手続きを行なってほしいと指導した。

②部会報告
・農業政策部会…「おやま農業委員会だより」第７号発行について
・農業振興部会…水稲に関わる新たな品種の取り組みについて

③農業団体報告
農協…・水稲の生育状況調査を行なっているところであるが、例年より７日程成長が早いようである。それに伴って、刈り取り時期が早まることが予想される。
・毎日厳しい暑さが続いているが、コンバインに影響がない程度に水を入れるように注意してください。
・ライスセンターは８月２４日から受付開始。カントリーエレベーターの稼働は９月１日からになる。

共済…８月３０日に理事会が開催されるため、次回の委員会時に報告する。

③その他
・農業委員会組織による「平成３０年７月豪雨災害義捐金」の募集について
・平成３０年度地区別農地利用最適化推進研修会の出欠について
・サラダボウルへの視察研修について
・「平成３１年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項」等に提出について
・荒廃農地等を活用した活動団体支援事業実施要領について

（７）閉　　会　会長職務代理　岩田　正治　委員

この議事録は、事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

農業委員会会長　遠藤博雄

議事録署名委員　鈴木陽

議事録署名委員　池谷宗徳